（告示）

第四十一条の十一　国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に告示しなければならない。

一　第三十八条第二項の認定をしたとき。

二　第四十一条の五第一項の変更の認定（第四十一条の二第二項第三号に掲げる事項に係るものに限る。）をしたとき。

三　第四十一条の五第四項の規定による届出（第四十一条の二第二項第一号又は第二号に掲げる事項に係るものに限る。）があつたとき。

四　第四十一条の六の規定による届出があつたとき。

五　第四十一条の九の規定により第三十八条第二項の認定を取り消し、又は適性診断に係る業務の停止を命じたとき。

第四十七条の九第三項中「認定する講習」を「告示で定める運行の管理に関する講習（以下単に「講習」という。）であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたもの」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第四十一条の二から第四十一条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十七条の九第三項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条の二第三項及び第四十一条の八	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の四	
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第五号	第四十一条の九	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の九
第四十一条の四	第四十一条の十	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十
第四十一条の五第一項	第四十一条の二第二項第三号又は第四号	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二第二項第三号又は第四号
第四十一条の五第三項	第四十一条の三	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の三
第四十一条の五第四項	第四十一条の二第二項第一号若しくは第二号	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二第二項第一号若しくは第二号
第四十一条の七	第四十一条の三第一項各号	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の三第一項各号
第四十一条の九第一号	第四十一条の三第二項第一号又は第三号	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の三第二項第一号又は第三号
第四十一条の九第二号	第四十一条の五第一項又は第四項	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の五第一項又は第四項
第四十一条の十一第二号	第四十一条の五第一項	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の五第一項
	第四十一条の二第二項第三号	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二第二項第三号
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の五第四項
	第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号
第四十一条の十一第四号	第四十一条の六	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の六

第四十八条第一項第十六号中「第八項」を「第五項」に改める。

第四十八条の四の見出し中「研修」を「講習」に改め、同条第一項中「運輸監理部長又は運輸支局長から運行管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、運行管理者に当該研修」を「国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　死者若しくは重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした事業用自動車の運行を管理する営業所又は法第四十条（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）の原因となつた違反行為が行われた営業所において選任している者

二　運行管理者として新たに選任した者

三　最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

第四十八条の四第二項を次のように改める。

2　第四十一条の二から第四十一条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十八条の四第一項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条の二第三項及び第四十一条の八	第四十一条の四	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の四
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第五号	第四十一条の九	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の九
第四十一条の四	第四十一条の十	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の十
第四十一条の五第一項	第四十一条の二第二項第三号又は第四号	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の二第二項第三号又は第四号
第四十一条の五第三項	第四十一条の三	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の三
第四十一条の五第四項	第四十一条の二第二項第一号若しくは第二号	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の二第二項第一号若しくは第二号
第四十一条の七	第四十一条の三第一項各号	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の三第一項各号
第四十一条の九第一号	第四十一条の三第二項第一号又は第三号	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の三第二項第一号又は第三号
第四十一条の九第二号	第四十一条の五第一項又は第四項	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の五第一項又は第四項
第四十一条の十一第二号	第四十一条の五第一項	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の五第一項
	第四十一条の二第二項第三号	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の二第二項第三号
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の五第四項
	第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号
第四十一条の十一第四号	第四十一条の六	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の六